

原義保存期間	5年(令和9年3月31日)
有効期間	5年(令和9年3月31日)

F. N o . 3 0 3 0 3 0 C

滋生企甲発第S1105号
令和3年8月2日

各 警 察 署 長 殿

滋賀県警察本部長

担当 錫部
電話 3042

子ども安全リーダーの設置及び活動要領の改正と継続運用について（通達）
平成9年10月にみだしの要領を制定し、平成19年1月に見直しして以来、子ども安全リーダーによる子どもの安全確保のための活動を推進して効果を表しているところであるが、「「滋賀県警察における事務手続の押印等の見直しに関する指針」について」（令和3年6月15日付け滋務甲発第S1368号）により通達されたことから、一部様式を改正することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「子ども安全リーダーの設置及び活動要領の継続運用について」（平成31年1月4日付け滋生企画甲発第S0003号）については、本日付けで廃止する。

別記様式第2及び4号については、内部管理につき省略とする。

別添

子ども安全リーダーの設置及び活動要領

(目的)

第1条 この要領は、子どもが通学、通園等に利用する道路及び子どもが日常的に利用する公園等（以下「通学路等」という。）における声かけ事案、わいせつ事案等から子どもを守るために活動する子ども安全リーダー（以下「リーダー」という。）の設置及び活動に関することを定め、もって地域の連帯意識の醸成と犯罪から子どもを守ることを目的とする。

(設置)

第2条 通学路等における子どもの安全を守る活動を推進するため、警察署にリーダーを置くものとする。

(委嘱)

第3条 警察署長は、別記様式第1号の委嘱状を交付して、リーダーを委嘱するものとする。

2 リーダーの委嘱数は、小学校区ごとにおおむね5名を基準とし、警察署管内の実態を踏まえて定めるものとする。

3 警察署長は、リーダーを委嘱したときは、別記様式第2号の子ども安全リーダー委嘱者名簿により生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由して警察本部長に報告するものとする。

(選考等)

第4条 リーダーの要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的人望を有すること。
- (2) リーダーシップを發揮し、活発な活動が期待できること。

2 警察署長は、前項に該当し、かつ、警察署管内の各小学校区内に居住する者の中から適任であると認める者を選考するものとする。この場合において、警察署長は、特定の年齢層、職業、地域等に偏らないよう配意しなければならない。

(任務)

第5条 リーダーは、交番・駐在所との連携のもと、小学校区における子ども安全活動の牽引的役割を担って、関係機関・団体、ボランティア等（以下「関係機関等」という。）に必要な指導・助言等を行うとともに、関係機関等と協働して次の活動を推進することを主たる任務とする。

- (1) 毎月20日の「地域安全の日」（休校日に当たる場合は、直近の翌登校日）における

通学路等の県下一斉パトロール

- (2) 通学路等における子どもの見守り活動と子どもへの安全指導
- (3) 学校、子ども110番の家等への立ち寄りと情報交換
- (4) 不審者（車両）に関する情報の警察への通報
- (5) 通学路等に設置されている防犯灯等の安全施設の点検と改善要請
- (6) 地域住民への活動内容の周知と理解及び協力の確保
- (7) その他子どもの被害防止教室等、子どもの安全を守るために警察署長が必要と認め
る活動

(任期等)

第6条 リーダーの任期は2年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 リーダーが欠けたとき新たに委嘱したリーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第7条 警察署長は、リーダーからの申出があったとき又は任務を遂行させることについ
て適さない理由があると認めたときは、これを解嘱することができる。

2 前項の解嘱は、別記様式第3号の解嘱状を交付して行うものとする。

3 警察署長は、第1項の規定に基づきリーダーを解嘱したときは、別記様式第4号の子
ども安全リーダー解嘱報告書により生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告する
ものとする。

(子ども安全リーダー之証等)

第8条 警察署長は、第3条の規定に基づき委嘱したリーダーに対して、別記様式第5号
の子ども安全リーダー之証（以下「リーダー之証」という。）を交付するとともに、子ど
も安全リーダーの腕章及び同帽子（以下「リーダー腕章等」という。）を貸与するもの
とする。

2 リーダーは、任務に従事するときは、リーダー腕章等を着装するとともに、リーダー
之証を携帯しなければならない。

3 リーダーは、任務を遂行する場合において必要なときは、リーダー之証を提示しなけ
ればならない。

4 リーダーは、リーダー之証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、警察署
長に報告し、再交付を受けなければならない。

5 警察署長は、リーダーの次のいずれかに該当することとなったときは、速やかにリー
ダーや之証を返納させるものとする。

- (1) 死亡したとき。

- (2) 任期が満了したとき。
- (3) 解嘱されたとき。
- (4) 再交付を受けた後において、亡失等したリーダー之証を発見したとき。

(運用上の留意事項等)

第9条 リーダーの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 警察署長及びリーダーは、リーダーによる活動が広く県民に周知され、子どもの安全に対する意識の醸成が図れるよう努めること。
- (2) 警察署長及びリーダーは、ボランティア団体等の参加及び協力が得られるよう積極的に働きかけるほか、学校、市町等の関係機関・団体とも連携し、恒常的な活動との拡大に努めること。
- (3) リーダーは、活動を通じて入手した各種要望・意見等については、警察署、交番・駐在所に積極的に連絡し、活動に反映させること。
- (4) リーダーは、任務の遂行上知り得た秘密の保持を徹底すること。
- (5) リーダーは、受傷事故その他の事故防止について充分に配意すること。

(子ども安全リーダー連絡協議会)

第10条 警察署長は、リーダーと警察及びリーダー相互間の連携を図るため、子ども安全リーダー連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置するものとする。

- 2 連絡協議会はリーダーをもって構成し、必要に応じて、会長、副会長、幹事等の役員を置くものとする。
- 3 連絡協議会の会議は、定例会のほか、必要に応じて、臨時会、役員会を開催するものとする。
- 4 連絡協議会は、必要に応じて、リーダーの資質向上等を目的とした研修会を開催するものとする。

(表彰)

第11条 警察署長は、子どもの安全を守る活動に尽力し、多大の功労があったと認められるリーダー等の個人又は団体に対して、別に定める基準に従い、表彰を行うことができる。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

第 号

委 嘱 状

様

あなたを 学区

子ども安全リーダーに委嘱

します

委嘱期間

委嘱の日から 年 月 日までの間

年 月 日

警察署長

第 号

解 嘱 状

様

あなたを要領の第7条
第1項の規定に基づき、
子ども安全リーダーの
委嘱を解きます

年 月 日

警察署長

(表)

警察署 第 号
子ども安全リーダー之証
氏名
子ども安全リーダーとして警察署長から委嘱 されている者であることを証する
警察署長

(裏)

1 子どもへの安全指導等に従事するときは 必ず携帯して下さい。	
2 本証明書を紛失したときは、すみやかに 警察署に連絡して下さい。	
3 委嘱期間の終了その他不要となったときは 返納して下さい。	
委嘱期間 年 月 日～ 年 月 日	